れもわれもとあんじゐいじて見んとすれ共、よむ人なかりけり、こゝにむさしの國の住人あいきやうの三郎ゐだけだかになり、うかべる色見えければ、源太左衞門いかさまあいきやうの仕りぬと見えて候、はや〳〵と申ければやがて、

よるならばこう〳〵とこそなくべきにあさまにはしるひるきつねかな、と申ければ君聞召れて玄んべうに申たり、まことにきつねにおほせてきつけう有べからずとて、かうづけの國松えだといふところにて三百町をぞ給はりける、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年十月十三日己酉、人夜雷鳴、同時御所南庭、狐鳴及度々云云、

〔吾妻鏡四十〕建長二年十二月十一日壬寅、幕府南庭連夜狐吟、今夜大番衆中、筑後左衞門次郎知定代官男、以引目射之、仍走出於東唐門、吟聲到于比企谷方云云、

〔北條五代記六〕北條氏康和歌の事

聞しは昔、北條氏康公、近習に仕へし高山伊與守といふ老士かたりけるは、氏康は、文武の達人、弓矢を取て、關八州に威をふるひ、東西南北に敵有てたゝかひ、晝夜いくさ評定やんごとなく、寸暇をえ給はず、されど共、すきの道にや、其内にも、和歌をこのましめ給ひたり、〇略中或夕つかた高樓にのぼり、すゞみ給ひける時に、其近邊へ狐來て鳴つるを、御前に候する人々、あやしみけれ共、兎角いふ人なし、梅窻軒と云者申けるは、むかし賴朝公、信州淺間見はら野の御狩に、狐鳴て北をさして飛さりぬ、〇略中誰か有、歌よみ候へと仰下されければ、〇略中武藏の國のぢう人愛甲三郎季隆、〇略中と申ければ、君聞召て、神妙に申たり、誠に狐におほせて吉凶有べからずとて、上野の國松井田にて、三百町を給はるとかや、愚老和歌の道をまなび、とくをよばぬまでも案じて見候べきをと申、氏康きこしめし、夏狐鳴事珍事なり、皆々歌を案じ、出來次第に一首仕るべしと仰有ければ、各案ずる體見えけれ共、詠人なし、やがて氏康公、